

# 随意契約結果書

|                              |                                                                         |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 物品等の名称及び数量                   | 令和7年度一般国道57号宇土道路整備事業に伴う三角線緑川・住吉間5k620m付近外1工事用踏切新設工事                     |
| 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 支出負担行為担当官<br>九州地方整備局長<br>森田 康夫<br>〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎7階 |
| 契約締結日                        | 令和 7年 4月 1日                                                             |
| 契約の相手方の氏名及び住所                | 九州旅客鉄道（株）熊本支社                                                           |
| 契約金額<br>（消費税及び地方消費税含む）       | ¥911,000-                                                               |
| 予定価格<br>（消費税及び地方消費税含む）       | ¥0-                                                                     |
| 随意契約によることとした理由               | 別紙のとおり                                                                  |
| 備考                           |                                                                         |

## 随意契約理由書

1. 件 名 : 一般国道 5 7 号宇土道路整備事業に伴う三角線緑川・住吉間 5 k 6 2 0 m 付近外 1 工事用踏切新設工事
2. 履行場所 : 熊本県宇土市城塚町地先外
3. 随意契約の相手方 : 名称 九州旅客鉄道(株)熊本支社  
住所 熊本県熊本市西区春日三丁目 15 番 43 号
4. 随意契約適用法令 : 会計法第 2 9 条の 3 第 4 項及び  
予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号

### 5. 随意契約に付する理由

#### 1) 随意契約に付する理由

本工事の施工にあたっては、九州旅客鉄道(株)熊本支社の管理する軌道上に、工事用道路として使用する仮踏切を設定している。管理にあたって鉄道運行に支障をおよぼしてはならず、常に安全かつ正確な施工が求められる。

このため、万が一軌道に対し、何らかの変状等をきたした場合、若しくは事故等が発生した場合に、緊急かつ特別な措置を講ずる必要がある。また、運行管理上の措置と密接な連携をとりながらの施工が要求される。更に、安全保安上の各種対策等を総合的に講ずる必要がある。

以上のことから、本工事の履行にあたって必要な知識・経験・技術力を十分に有しており、的確で円滑に工事を遂行するためには、当該鉄道管理者である九州旅客鉄道(株)熊本支社が唯一の契約相手と判断するものである。

このため、本工事は会計法第 2 9 条の 3 第 4 項及び予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号により、九州旅客鉄道(株)熊本支社と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

道路部 道路工事課長